

介護サービスセンターふれあい館居宅介護事業(居宅介護・重度訪問介護)運営規程

平成 18 年 10 月 1 日制定

改正	平成20年 7月 1日	平成25年9月28日	令和 2年 2月27日
	平成20年10月 1日	平成26年3月24日	令和 2年 5月28日
	平成21年 4月 1日	平成26年5月16日	令和 4年 4月 1日
	平成23年 2月28日	平成27年3月20日	
	平成23年 3月18日	平成29年6月29日	
	平成24年 4月 7日	平成30年3月27日	
	平成25年 1月12日	令和元年6月15日	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会が設置する障害福祉サービス居宅介護事業ふれあい館(以下「事業所」という。)において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

2 前項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号)その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所・出張所の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとし、事業所所在地以外に事業の一部を実施する出張所(サテライト)を置く。

(1) 名称 介護サービスセンターふれあい館

(2) 所在地 〒952-1209 新潟県佐渡市千種58番地1

2 出張所の名称及び所在地

(1) 介護サービスセンターふれあい館 南佐渡サテライト

〒952-0504 新潟県佐渡市羽茂本郷190番地1

(2) 介護サービスセンターふれあい館 高千の里サテライト

〒952-2214 新潟県佐渡市高千 1048 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 4人

居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護等(指定居宅介護、指定重度訪問

介護をいう。以下同じ。)の利用の申込みに係る調整及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 26人

居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1人

(営業日及び営業時間)

第5条

(1) 営業日

日曜日から土曜日

(2) 営業時間

8時30分から18時00分

但し、サービス利用計画書により、上記時間帯以外にも必要に応じ対応する。

(指定居宅介護の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 通院介助(身体介護を伴う場合)

⑥ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

① 調理

② 洗濯

③ 掃除

④ 通院介助(身体介護を伴わない場合)

⑤ その他日常生活を営むために必要な家事

(4) 通院等乗降介助

通院等のため、従業者が自ら運転する車輛への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。

(5) 生活等に関する相談・助言

2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 重度訪問介護

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 通院介助

⑥ 調理

⑦ 洗濯

⑧ 掃除

⑨ 外出時における移動中の介護

⑩ その他日常生活を営むために必要な身体の介護及び家事

(3) 生活等に関する相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護を提供した際には、支給決定障害者等(法第5条第17条項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171

号)第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害者福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐渡市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第10条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 障害児
- ④ 精神障害者

(2) 指定重度訪問介護

(身体障害者、知的障害者、精神障害者)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための研修を定期的実施する
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会とし

て虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底する

- (3) 虐待の防止等のための責任者を設置する

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(秘密保持等)

第13条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 他の指定障害者サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第14条 提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付をするための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の

体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を
提供した日から5年間保存する。

附 則(平成18年10月1日)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日)

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月7日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月12日)

この規程は、平成25年1月7日から施行する。

附 則(平成25年9月28日)

この規程は、平成25年9月28日から施行する。

附 則(平成26年3月24日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月16日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月29日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月15日)

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則(令和2年2月27日)

この規程は、令和2年3月24日から施行する。

附 則(令和2年5月28日)

この規程は、令和2年5月28日から施行する。

附 則(令和4年2月24日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。